

IV 補償期間

加入手続日▶7が令和4年3月31日以前の場合
令和4年4月1日午前0時から

加入手続日が令和4年4月1日以降の場合
加入手続日の翌日午前0時から

令和5年3月31日
午後12時まで

V 加入依頼受付期間

令和4年3月1日から
令和5年2月28日までの間、
インターネット上で加入依頼を受付けます。

令和5年3月1日以降は令和4年度の「スポーツ・文化法人責任保険」への加入依頼手続きは行えません。

VI 掛金に関する事項

簡単手続き 行事の参加人数や参加者名簿の提出は不要です。

1. 掛金の算出方法

掛金は、法人の**把握可能な最近の決算▶8**における全事業合算の売上高により算出します。

なお、売上高とは決算書類の以下箇所をいいます。

| 法人種別 | 決算書類等の名称 | 該当箇所 |
|----------------------|-----------|------------------|
| 株式会社 | 損益計算書 | 売上高 (注意事項④参照) |
| 有限会社 | | |
| 合名会社 | | |
| 合資会社 | | |
| 合同会社 | | |
| 公益財団法人 一般財団法人 | 正味財産増減計算書 | 経常収益計 |
| 公益社団法人 一般社団法人 | | |
| 特定非営利活動法人 (NPO法人) | 活動計算書 | 経常収益計 |
| | 収支計算書 | 経常収入合計 |
| 社会福祉法人 | 資金収支計算書 | 事業(経常) 活動収入計 |

※作成している決算書類の態様により、該当書類、該当箇所が不明な場合にはスポーツ安全協会(P.7)までご照会ください。

注意事項

- 掛金は予算ではなく決算に基づいて算出します。設立後間もなく、決算期を迎えていない法人の場合にはスポーツ安全協会(P.7)までご相談ください。
- 加入手続きの際には、全事業合算の売上高をご申告ください。当保険の対象とならない**社会教育活動▶2**以外の事業や、補償が必要でないと法人が考える事業の売上高を、**掛金の算出根拠となる売上高より控除することはできません。**
- 加入手続日が4月1日以降となる場合には、補償期間が1年未満となりますが、**年間決算の売上高により掛金を算出します。月割り、日割りでの掛金算出は行いません。また、中途脱退の場合でも、掛金の返戻は行いません。**
- 社会教育活動を実施するために補助金等の交付を受けている場合で、これらが売上高に計上されていない場合は、補助金等を加算した額を売上高としてご申告ください。
- 掛金は法人の利益(売上高等の収入から経費等の支出を差し引いたもの)ではなく売上高により算出します。
- 加入依頼時には決算書類のご提出は不要ですが、**加入依頼時のご申告売上高が正しかったことを確認するため、保険金請求時にご提出いただくことがあります。**

2. 掛金

売上高に応じ、以下のとおりとなります。

| 売上高 | 掛金 |
|-----------------|----------|
| 3,000万円未満 | 21,000円 |
| 3,000万円以上 1億円未満 | 35,000円 |
| 1億円以上 2億円未満 | 70,000円 |
| 2億円以上 3億円未満 | 105,000円 |
| 3億円以上 5億円未満 | 140,000円 |
| 5億円以上 10億円未満 | 175,000円 |
| 10億円以上 30億円未満 | 280,000円 |
| 30億円以上 50億円以下 | 350,000円 |



▶用語解説

- ▶7 **加入手続日** 「スポーツ・文化法人責任保険加入依頼システム」を通して加入依頼手続きを行ったうえで、掛金の払込みを行った日をいいます。
- ▶8 **把握可能な最近の決算** 加入依頼手続きを行う時点で正式に確定している1年間の決算をいいます。令和4年度の「スポーツ・文化法人責任保険」にご加入頂く時点で、令和3年度の決算が正式に確定していない場合には、令和2年度決算が該当します。